



鹿労発基 0306 第 1 号  
国九整建産第 7 1 7 号  
令和 6 年 3 月 6 日

各事業者団体等の代表者 殿

鹿児島労働局長

九州地方整備局長

### 建設業における働き方改革に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業については、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働については原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内（休日労働含む。）、年 720 時間以内を限度とする規制が適用されます。（災害の復旧・復興の事業を除く。）

上限規制の円滑な適用のためには、週休 2 日制の導入による休日の確保、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保など、関係省庁で連携し、建設事業者や発注者等の関係者に対しあらゆる機会を捉えて、上限規制の周知や、取引環境及び長時間労働の改善についての相談・支援等を実施しているところです。

つきましては、貴団体傘下の企業・構成組織等に対し、別添資料（リーフレット）を周知いただくなどにより、建設業における働き方改革に向けた取組について、特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別添リーフレットの電子データ（PDFファイル）を希望される方は、当課あて  
にお問い合わせください。

（問い合わせ先）

鹿児島労働局労働基準部監督課

担当 山口・水溜

電話 099-223-8277

メールアドレス kantokuka-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

国土交通省九州地方整備局建政部建設産業課

担当 富永・杉本

電話 092-471-6331

メールアドレス tominaga-h8910@mlit.go.jp

sugimoto-k8910@mlit.go.jp

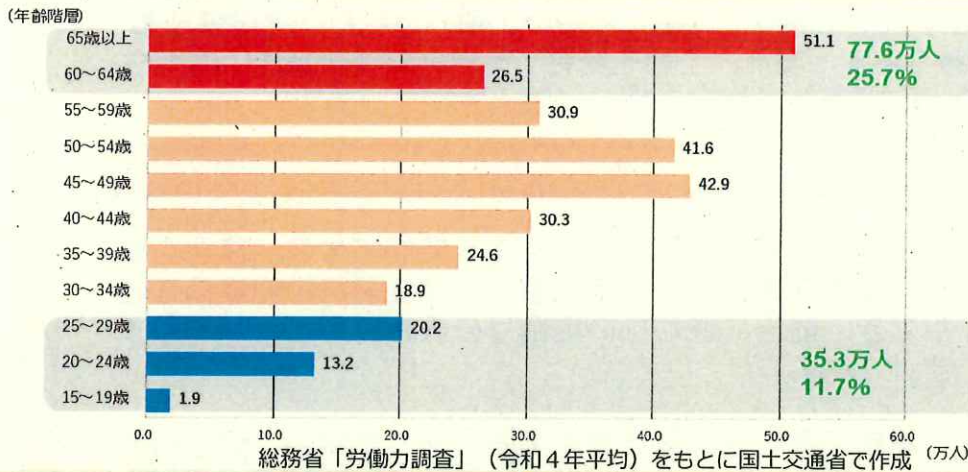
# 民間建設工事を発注される皆様へ

建設業の働き方改革の推進のため、適正な工期での工事発注を！

建設業は地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であるとともに、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあります。

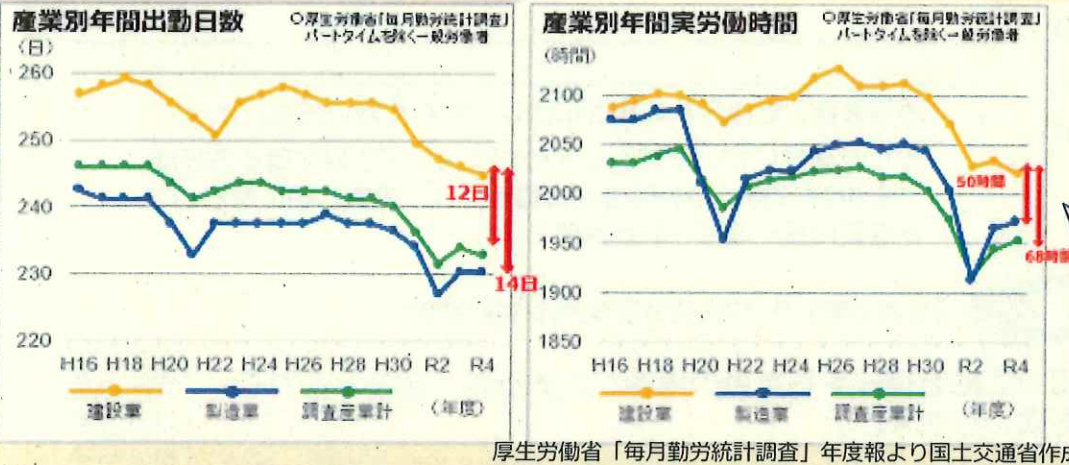
しかし、他産業に比べ、長時間労働の状態にあることなどから、技能者の急速な高齢化と若者離れが進んでおり、将来の担い手不足が深刻化しています。

## 年齢階層別の建設技能者数



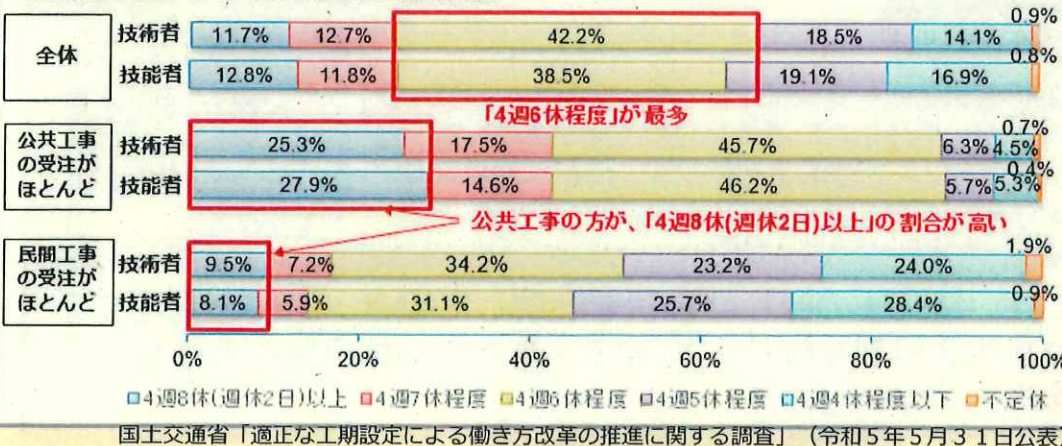
60歳以上の技能者が全体の約25%を占めているのに対し、将来の建設業を支える29歳以下の割合は約12%。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

## 建設業の働き方の現状



建設業の年間出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

## 建設業における平均的な休日の取得状況



技術者、技能者とも、4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

技術者：主任技術者や監理技術者等、施工管理を行う者  
技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者

裏面に続きます

## 2024(令和6)年4月1日から 建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます

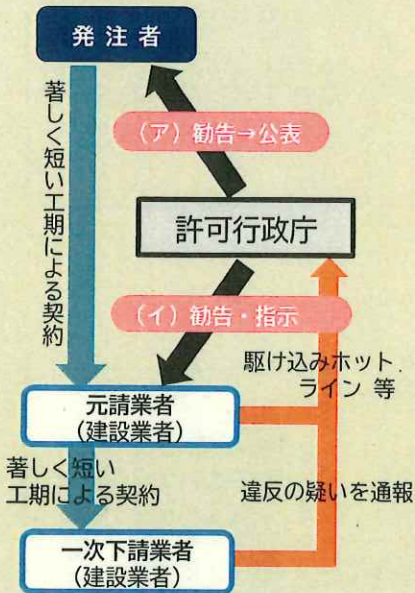
2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

時間外労働の上限  
規制特設サイト



## 著しく短い工期の請負契約は禁止されています

たとえ発注者と受注者が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上まわる違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法第19条の5に違反するおそれがあります。また、工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」は禁止されています。



○違反した場合、建設業法第19条6により、許可行政庁（国土交通大臣又は県知事）が発注者に勧告することができ、勧告に従わない場合は公表されることがあります。（左図ア）

○建設工事の注文者が建設業者であった場合、許可行政庁は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行うことができます。（左図イ）

### 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い期間を指すのではなく「工期に関する基準」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

### ◇工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

建設工事において適正な工期を確保するための基準が定められており、これに基づいた工期の設定をお願いします。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000190.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)



### ◇駆け込みホットライン

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、受注者、元請負人、下請負人を問わず、通報・相談を受け付けています。

<https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



民間発注者の皆様には、建設業の厳しい現状を理解して頂き、工事を発注する際には、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなど働く方の休日数も考慮した**適正な工期での契約締結**をお願いします。



# 民間建設工事を発注される皆様へ

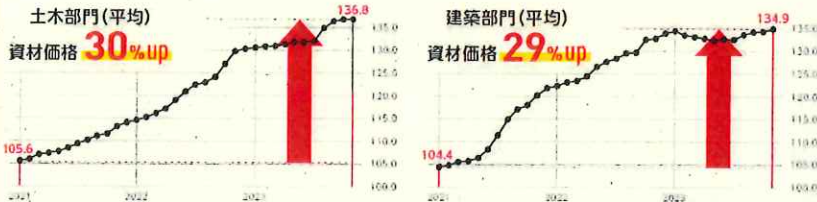
～資材価格の高騰・賃金の上昇を踏まえた適正な価格での契約をお願いします～

世界的な原材料費等の価格高騰や円安の影響を受けて、資材価格が高騰しています。また、政府の賃上げの方針や、公共工事設計労務単価の引き上げもあり、建設技能労働者の賃金が増えています。

## 資材価格の推移

建設資材物価指数(東京)の推移 (2015年平均=100)

建設全体(平均)資材価格 直近2年11ヶ月で**29%UP**



一般社団法人日本建設業連合会「建設資材高騰・労務費の上昇等の現状(2023年12月版)」より抜粋

建設資材価格は、令和3年から高騰。

## 公共工事設計労務単価の推移

公共工事設計労務単価 全国全労務平均値の推移



公共工事設計労務単価は、11年連続で上昇しており、この間の上昇率は65.5%。

このような状況を踏まえ、

- 最新の労務費、原材料費、エネルギーコスト等について市場の実勢を適切に反映した価格での発注
- 契約締結後において、資材価格等が値上がりし、受注者から協議の申し出があった場合には、適切に協議に応じ、状況に応じた必要な変更契約の実施
- 適切な変更契約を行うために、民間建設工事標準請負契約約款における契約変更条項を適切に設定及び運用

をお願いします。

変更契約を行わない場合は、建設業法第19条の3に規定する「不当に低い請負代金の禁止」に違反するおそれがあります。なお、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強いため、受注者は価格転嫁を言い出しにくい状況にあるため、発注者には積極的に協議の場を設けることが求められており、協議を行わない場合「優越的地位の濫用」となるおそれがあります。

### 民間建設工事標準契約約款(甲)

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一～四 (略)

五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。

裏面に続きます

# 建設技能者の処遇改善を図るため 建設キャリアアップシステムの活用にご理解をお願いします。

## 建設キャリアアップシステム (CCUS) とは

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組みで、業界団体と国が連携して普及を進めています。
- 建設キャリアアップシステムを活用することにより、①若い世代がキャリアパスの見通しをもてる、②技能、経験に応じて適切に処遇を改善する、③技能者を雇用し育成する企業が成長する建設業を目指しています。

## <建設キャリアアップシステムの概要> ※システム運営：(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の事前登録



**【事業者情報】**

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

**【技能者情報】**


- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

### 現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



**【現場情報】**

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積

ピッ!



### 技能レベルのステップアップ



レベルに応じた処遇を実現へ

初級技能者 (見取り)

中級技能者 (一人前)

現場レベル

高度マネジメントレベル

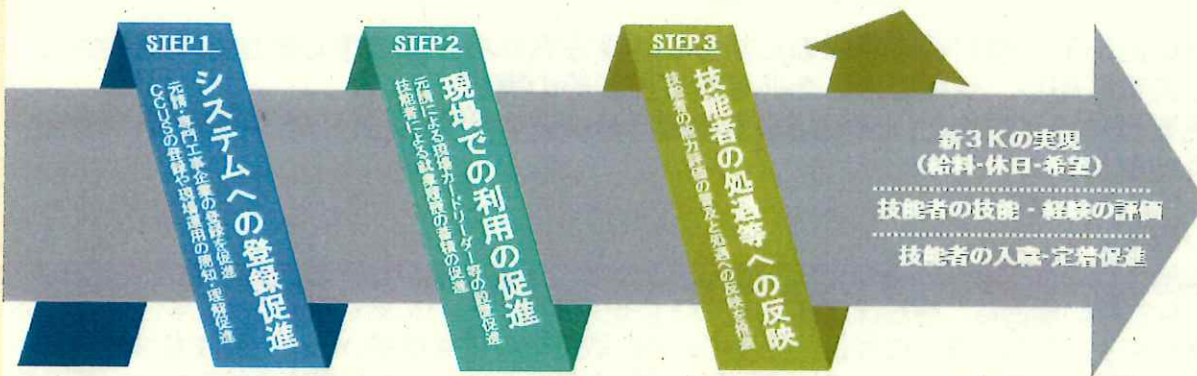
高度

現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

## 建設キャリアアップシステムにより目指すもの

### 建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



今後、建設キャリアアップシステムを建設業界共通の制度インフラとし、公共工事・民間工事を問わず、広く普及させていくことが不可欠です。  
民間発注工事においても、元請・下請事業者による建設キャリアアップシステムの活用や、技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、**元請事業者による現場登録やカードリーダーの設置などについて**ご理解をお願いします。

# 工事発注者の皆様へ 建設業の 「働き方」が変わります！

**2024（令和6）年4月1日から  
建設会社にも時間外労働の上限規制が適用されます。**

## ポイント1

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

## ポイント2

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満（※1）**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内（※1）**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

（※1）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。

- **今後このような取り組みが求められます。**  
**工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。**

週休2日制の  
推進

年次有給休暇  
の取得促進

適正な工期の  
設定

施工時期の  
平準化

適切な賃金  
水準の確保

ウィークリースタ  
ンス(※2)の実施



（※2）受発注者間で1週間のルール等を定める制度で、休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としていない、休前日（金曜日）は新たな依頼をしない、16時以降の打合せは行わないなどの取り組みです。



厚生労働省 鹿児島労働局 労働基準監督署

中小企業に対する月60時間超の  
時間外労働の割増賃金率が  
引き上げられました！(令和5年4月1日～)



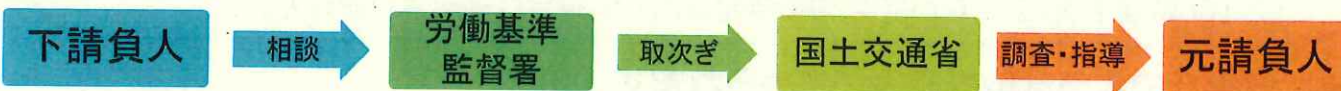
月60時間超の残業割増賃金率 **大企業、中小企業とも50%以上**

|      | 1か月の時間外労働<br>(1日8時間・1週40時間を超える労働時間) |       |
|------|-------------------------------------|-------|
|      | 60時間以下                              | 60時間超 |
| 大企業  | 25%                                 | 50%   |
| 中小企業 | 25%                                 | 50%   |

「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(※下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)



- ◆ 「働き方改革」の取り組みをサポートするため、労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお近くの労働基準監督署にお問合せください。

(労働基準監督署 電話番号)

鹿児島労働基準監督署 099-214-9175

川内労働基準監督署 0996-22-3225

鹿屋労働基準監督署 0994-43-3385

加治木労働基準監督署 0995-63-2035

名瀬労働基準監督署 0997-52-0574



# 建設業の事業主の皆様へ 「働き方」が変わります！

2024（令和6）年4月1日から  
時間外労働の上限規制が適用されます



2024（令和6）年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

週休2日制  
の推進

適正な  
工期の設定

施工時期  
の平準化



年次有給休暇の  
取得促進

適切な賃  
金水準の  
確保

人材確保と  
育成など

また、臨時的な特別の事情（特別条項）があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満**（※）
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**（※）
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**



（※）災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



厚生労働省 鹿児島労働局 労働基準監督署

# 民間工事での工期変更の事例と要因

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より



令和4年度に行われた本調査から、民間工事で工期変更が発生した事例とその要因を紹介します。  
適正工期を確保するためには、発注時の条件明示や条件変更時の適切な契約変更が必要となります。

工期に関する基準

## ■ 自然要因に関する事例

- ・連続降雨の影響で、月稼働率が著しく低下したことによる工期の変更
- ・猛暑日の連続による工期の変更
- ・積雪の影響による工期の変更



### 工期に関する基準 第2章(P18)

降雨日・降雪日(雨休率の設定等)等への考慮が必要

## ■ 関係者との調整、行政への申請に関する事例

- ・警察協議の結果、昼間施工から夜間施工に変更となったことによる工期の変更
- ・用地確保の遅延による工期の変更
- ・許認可申請の許可遅れによる工期の変更
- ・電柱の移転手続きの遅れによる工期の変更



### 工期に関する基準 第2章(P23)

行政への申請や関係者(交通管理者(警察)等)との調整への考慮が必要

## ■ 準備(資機材調達・人材確保)に関する事例

- ・工程がずれ、確保していた人材が他工事に流れ、人手不足が生じたことによる工期の変更
- ・半導体不足から設備機器の納入遅延や、杭長変更に伴う杭の納入待ちによる工期の変更
- ・仕様の変更や仕上げ材の決定の遅れで、資材の納期が遅延したことによる工期の変更



### 工期に関する基準 第3章(P26)

準備(資機材調達や人材確保等)への考慮が必要

## ■ 施工(基礎工事、土工事)に関する事例

- ・杭の支持層が想定された場所になく、仕様・施工の見直しによる工期の変更
- ・土質試験の結果、支持力不足が判明したため、地盤改良工事の追加による工期の変更
- ・杭工事時に既存杭が残っている事が判明したため、撤去工事の追加による工期の変更



### 工期に関する基準 第3章(P30)

基礎工事や土工事では、土質や地中障害物等への考慮が必要

## ■ 施工(仕上、塗装、設備工事)に関する事例

- ・前工程(左官・塗装)が遅れた影響で、防水工事の開始時期の遅れによる工期の変更
- ・前工事の遅延が仕上工事へ影響したことによる工期の変更
- ・建築工程の大幅な遅れに伴い、電気配線工事の工期の変更



### 工期に関する基準 第3章(P33)

仕上・塗装・設備工事等は、前工程のしわ寄せを受けることが多いため、適切に工期延長が必要(竣工日優先の場合には、必要な掛増し費用等が必要)

## ■ その他の事例

- ・設計書と現況の違いから、数量や工法の変更による工期の変更
- ・設計の不備や仕様の変更等に対する質問回答の遅れによる工期の変更
- ・躯体との離隔の調整により、設計見直しによる工期の変更



### 工期に関する基準 第1章(P24)

設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合等では、工期延長を含めた変更契約が必要